

会津若松市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1 事業概要

(1) 業務名 会津若松市水道料金等徴収業務

(2) 業務の目的

会津若松市水道料金等徴収業務において、円滑な水道料金等の徴収業務を行い、水道事業経営の健全化を図ることを目的とする。

(3) 業務の執行場所

会津若松市上下水道局庁舎内に事務所を置き、当該業務区域は会津若松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年会津若松市条例第 47 号）第 2 条第 2 項及び会津若松市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第 67 号）に定める給水区域の範囲内及び業務履行に必要な場所とする。

(4) 業務の内容

水道料金等徴収業務における以下の業務とする。

- ① 受付業務（電話、来庁者への対応。）
- ② 検針業務（再調査を含む。）
- ③ 調定、更正業務
- ④ 収納業務・滞納整理業務
- ⑤ 精算業務
- ⑥ 開栓、閉栓業務
- ⑦ 給水停止業務
- ⑧ その他、①～⑦に附帯する業務で、本市が必要に応じ指示する業務

(5) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

(6) 業務に係る委託料上限額

451,712,728 円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

2 プロポーザルを適用する理由及び効果

会津若松市水道料金等徴収業務における検針・収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式により選定し、事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図る。

3 プロポーザルの実施方法及び地域要件

(1) プロポーザルの実施方法 公募型

(2) 地域要件 設定しない

4 参加募集等

プロポーザルへの参加募集は、会津若松市上下水道局公告式規程（令和2年会津若松市上下水道局管理規程第5号）第2条第2項に規定する掲示場において公告するとともに、会津若松市ホームページにおいて閲覧に供する。

5 参加資格等

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に「水道メーター検針・料金徴収業務」として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 市税に滞納がない者であること。
- (8) 公共料金徴収業務の受注実績を平成27年度以降、継続して3年以上有し、水道料金等徴収業務または、公共料金徴収業務の目的達成に必要な従事者を配置できること。
ただし、上記の受注実績において、会社の合併、事業譲渡並びにSPC（特別目的会社）の設立等によって継続して3年以上の受注実績を継承した場合は、受注実績として認める。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について2年以上業務責任者として実務経験を有する者又は3年以上責任者代理として実務経験を有する者を業務責任者として専任で配置できること。
- (10) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができるものであること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

6 失格条項

- (1) 参加意向申出書の提出期限日における参加事業者の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提案書その他提出書類の提出期限を遵守しなかった場合
- (3) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合
- (4) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 会津若松市水道料金等徴収業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (6) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると管理者が判断する不正な行為を行った場合
- (8) その他選考委員会が不適格と認める場合。

7 実施日程

項 目	実 施 日
募集要項等の公表・公告開始	令和7年7月1日（火）
質問の受付	令和7年7月18日（金）17時まで
参加意向申出書締切（郵送のみ）	令和7年8月4日（月）17時まで
参加資格確認の通知	令和7年8月上旬
業務提案書の差出指定日	令和7年8月15日（金）
業務提案書の配達指定日	令和7年8月18日（月）
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和7年9月上旬
選考結果通知	令和7年9月中旬
契約内容に関する詳細打合せ	令和7年9月下旬～10月中旬
契約締結予定	令和7年10月下旬～11月上旬

8 参加意向申出書等の提出について

- (1) 提出期限
令和7年8月4日（月）締切り
- (2) 提出先
会津若松市上下水道局 総務課 行
〒965-0064 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の2
- (3) 提出方法
FAX、簡易書留郵便又は一般書留郵送、電子メール（様式添付）のいずれかにより提出すること。とする。提出期限内必着のこと。直接持参した場合は、受理しない。

(4) 提出書類

- ① 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、社歴が確認できるもの
- ② 財務状況関係書類
直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ③ 労働条件関係書類
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
・就業規則
・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
- ④ 賠償保険加入状況関係書類
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの
・保険証書の写し等
- ⑤ 類似業務受注実績表
- ⑥ 類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類
- ⑦ 市税に滞納がないことの証明書
- ⑧ プロポーザル参加事業者からの暴力団等の排除に関する誓約書

【他の者の受注実績をもって参加申込事業者の受注実績に代えた者】

- ①から⑧までのほか、
- ⑨ 当該他の者の公共料金徴収業務の受注実績を証明する書類
- ⑩ 当該他の者との関係を明らかにする書類
なお、上記の添付書類のみでは参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 辞退方法

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届を提出すること。辞退届は、郵送または持参のいずれの方法でも可とする。

9 業務提案書の作成方法

以下のいずれかの方法によること。なお、直接上下水道局総務課へ持参した場合は、受理せず失格とする。

(1) 提出期限

令和7年8月18日（月）

① 配達日指定郵便

簡易書留郵便又は一般書留郵便の「配達日指定郵便」により、(2)に示す配達指定日に会津若松市上下水道局に到着するよう郵送すること。

② ゆうパック

書類の量が多く、簡易書留又は一般書留の定形外郵便物として郵送できない場合は、ゆうパックの「配達日希望サービス」により、募集要項に示す配達指定日に会津若松市上下水道局に到着するように発送すること。

(2) 送付先（あて先）

別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおりとすること。

(3) 提出部数

① 業務提案書

正本1部、副本7部

② 提案見積書

1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書

1部

(4) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の項立てに沿って作成すること。

① 業務体制

② 業務履行方法

③ 地域貢献

④ 個人情報保護

⑤ 災害時対応

⑥ 業務実績

⑦ その他の業務提案

⑧ 見積金額の考え方

⑨ プロフィットシェア（別紙、プロフィットシェア要領による自由提案）

(5) 業務提案書の形態

① 業務提案書の表紙には業務提案書（第7号様式）を使用し、参加事業者名（正本にのみ記載すること。）、提出日付、項ごとに番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁にページ番号を記入し提出部数ごとに綴り提出すること。

② 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、正本1部、副本7部、電子記憶媒体（DVD）を提出すること。（両面印刷を原則とする。文字ポイントは11以上。ただし、図表、写真等中の文字は除く。）

③ 電子記憶媒体のみでの提出は認めない。

(6) 注意事項

業務提案書に参加事業者名は記載しないこと。また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。（参加事業者名は業務提案書正本の表紙にのみ記載すること）

(7) 提案見積書

提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に 1 部提出すること。

(8) 費用の負担等

業務提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。また、提出された書類等は、返還しないものとする。

10 審査方法及び審査基準

(1) プロポーザルの審査方法及び受注候補者の選定方法

プロポーザルにおける審査及び受注候補者を選定するため、選考委員会を設置し審査する。

選考委員会は、提出書類及び参加事業者のプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を行う。

(2) 審査基準及び選定方法

別に定める水道料金等徴収業務委託事業者選定基準による。

(3) 審査項目・配点

審査は400点満点とし、次のように審査項目別に配点する。

評 価 項 目		配点	小計
会社内容に関する事項	①業務実績	20	20点
業務委託に関する事項	業務体制	②業務体制	70点
		③人材配置	
		④地域貢献（地元雇用等）に対する考え方	
		④地域貢献（地元雇用等）に対する考え方	
	業務履行方法等	⑤窓口受付業務に対する考え方	200点
		⑥収納業務・滞納整理業務に対する考え方	
		⑦入金整理及び口座振替業務に対する考え方	
		⑧検針・再調査（異常水量）業務に対する考え方	
		⑨開閉栓業務に対する考え方	
		⑩中止精算業務に対する考え方	
		⑪研修体制に対する考え方	
	個人情報保護及び危機管理	⑫個人情報保護に対する考え方	40点
		⑬防災、災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方	
	その他の業務提案	⑭サービス向上等に係るその他の企画・提案について	20点
プロフィットシェアに係る評価	⑮本業務におけるプロフィットシェアの具体性	30	30点
提案見積に関する事項	⑯提案見積金額	20	20点
合計			400点